高知県看護職員等処遇改善事業交付金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県看護職員等処遇改善事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条 県は、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和４年２月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とし、次条に規定する対象医療機関に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付対象医療機関）

第３条 交付金の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、以下のいずれかの要件を満たす高知県内の医療機関とする。

（１）令和４年２月１日時点において、診療報酬における救急医療管理加算の算定対象となっており、かつ、令和２年度１年間における救急搬送件数が200件以上であること。

（２）令和４年２月１日時点において、三次救急を担う医療機関(救命救急センター）であること。

（交付対象者）

第４条　本事業による処遇改善の対象者は、対象医療機関で勤務する看護職員（非常勤職員を含む。）とする。ただし、対象医療機関の実情に応じて、対象医療機関で勤務する看護補助者、理学療法士、作業療法士その他別表第１に掲げるコメディカルである職員（非常勤職員を含む。）についても、本事業による処遇改善の対象者に加えることができるものとする。

（賃金改善等の要件）

第５条　本事業における賃金改善等の要件は、次に定めるとおりとする。

（１）令和４年２月・３月分（令和３年度中）から実際に賃金改善を行っているとともに、賃金改善を開始した月に、高知県知事に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出していることとするが、令和４年２月分の支給に間に合わない場合は、同年３月に一時金等により支給した場合も対象とする。

 　 なお、賃金改善とは、本事業の実施により、対象看護職員等について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

（２）本事業による賃金改善に係る第７条の規定による計画書を作成し、計画の具体的内容を対象看護職員等に周知すること。

（３）本事業による交付額は、対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

 　なお、法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

 ＜算式＞

 「前事業年度（令和４年４月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。）

における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」

×「賃金改善額」

（４）令和４年４月分以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額の３分の２以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。なお、賃金規程の改定に一定の時間を要することを考慮し、令和４年２月分及び３月分は一時金等による支給を可能とすること。

（５）本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

（６）人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。

（交付対象経費及び交付額の算定等）

第６条　交付対象経費、交付額の算定及び交付率については、別表第２に定めるとおりとする。

（交付金の交付の申請）

第７条　対象医療機関は、令和４年２月７日付け３高医政第1183号の通知に基づき、賃金改善を開始した月（令和４年２月又は３月）に、知事に対して賃金改善を実施した旨の用紙を提出した上で、令和４年４月30日までに、知事に対して、別記第１号様式に賃金改善計画書（別紙様式１）を添付して提出しなければならない。

（交付金の交付の決定）

第８条　知事は、前条の交付金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の交付の決定をし、当該対象医療機関に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第３に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（交付金の交付の決定の取消し）

第９条　知事は、対象医療機関が別表第３に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の条件）

第10条　交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）交付事業の実施に当たっては、別表第３に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接交付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）交付事業の内容の変更（交付金額の30パーセントを超える減額又は増額する場合に限る。）をする場合は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

（３）交付事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第３号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

（４）交付事業が予定の期間に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（５）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（６）対象医療機関は、別記「個人情報取扱特記事項」に準じて業務を処理するための個人情報を取扱わなければならないこと。

（７）県税の滞納がないこと。

（交付金の支払）

第11条　対象医療機関に対する交付金については、別表第２の２の（１）の額を概算により支払うこととし、交付事業者は、別記第４号様式の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第12条　対象医療機関は、賃金改善実施期間の終了後、10月31日までに別記第５号様式に賃金改善実績報告書（別紙様式３）を添付して知事に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第13条　知事は、第９条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金等を返還させるものとする。

２　知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

（検査等）

第14条　知事は、必要であると認めるときは、対象医療機関に対し、交付事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

（情報の開示）

第15条　交付事業又は対象医療機関に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月20日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和５年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第９条、第10条第５号及び第６号、第13条、第14条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第４条関係）

（看護補助者、理学療法士及び作業療法士以外の本事業による処遇改善の対象とすることができるコメディカル）

ア 視能訓練士

イ 言語聴覚士

ウ 義肢装具士

エ 歯科衛生士

オ 歯科技工士

カ 診療放射線技師

キ 臨床検査技師

ク 臨床工学技士

ケ 管理栄養士

コ 栄養士

サ 精神保健福祉士

シ 社会福祉士

ス 介護福祉士

セ 保育士

ソ 救急救命士

タ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師

チ 柔道整復師

ツ 公認心理師

テ その他医療サービスを患者に直接提供している職種

別表第２（第６条、第11条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1　対象経費 | 2　交付額の算定 | 3　補助率 |
| 第５条第３号の規定により算定する職員に対する賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 | 交付額は、次の（１）で算出した額とする。ただし、賃金改善実施期間（令和４年２月から９月の間「以下、賃金改善実施期間」という）終了後、（２）で算定した額が（１）の額を下回る場合には、（２）の額を交付額とする。（１）賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み） × ８か月（賃金改善実施期間の月数） × 4,660円（4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額） （２）次の（ア）又は（イ）の額のうち、いずれか低い方の額 （ア） 賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の総数（実績値） × 4,660円（4,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額） （イ） 賃金改善実施期間において、実際に対象看護職員等の賃金改善及び当該賃金　改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費  | 10分の10 |

 ※ 常勤の看護職員の常勤換算数は１とする。常勤でない看護職員の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。

＜算式＞

「当該常勤でない看護職員が職務に従事する１週間の勤務時間（残業時間を除く。）」÷「当該医療機関で定めている常勤職員の１週間の勤務時間」

 ※ アの「賃金改善実施期間の各月初日時点における当該医療機関の看護職員の常勤換算数の平均値（見込み）」については、令和４年２月及び３月については、各月初日時点の看護職員の常勤換算数の実績値を用い、同年４月から９月までの期間については、当該期間の各月初日時点における看護職員の常勤換算数の平均値の推計値を用いて算定を行うこと。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとすること。

 ※ 第４条ただし書の規定に基づき、看護職員以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、交付額は、上記の計算式によって算定する。

別表第３（第８条、第10条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１ 交付事業者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができると認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この交付事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２ 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この交付事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３ 交付事業者は、この交付事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４ 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５ 交付事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を、交付事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６ 交付事業者は、県の承諾があるときを除き、この交付事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７ 交付事業者は、県が承諾したときを除き、この交付事業による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（従事者への周知）

第８ 交付事業者は、この交付事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 県は、交付事業者がこの交付事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 交付事業者は、この交付事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。